

歯科技工士法施行規則

第一章 免許

(法第四条第二号の厚生労働省令で定める者)

第一条 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号。以下「法」という。）第四条第二号の厚生労働省令で定める者は、視覚又は精神の機能の障害により歯科技工士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(障害を補う手段等の考慮)

第一条の二 厚生労働大臣は、歯科技工士免許の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

(免許の申請手続)

第一条の三 歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号。以下「令」という。）第一条の歯科技工士の免許の申請書は、様式第一号によるものとする。

2 令第一条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次の通りとする。

- 一 歯科技工士試験（以下「試験」という。）の合格証書の写又は合格証明書
- 二 戸籍とう本又は戸籍抄本
- 三 視覚又は精神の機能の障害又は麻薬、あへん若しくは大麻の中毒者であるかないかに関する医師の診断書

(登録事項)

第二条 令第二条第五号の規定により、同条第一号から第四号までに掲げる事項以外で、歯科技工士名簿に登録する事項は、次のとおりとする。

- 一 再免許の場合には、その旨
- 二 免許証を書換え交付し、又は再交付した場合には、その旨並びにその理由及び年月日
- 三 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

(名簿の訂正の申請手続)

第三条 令第三条第一項の名簿の訂正の申請書は、様式第一号の二によるものとする。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本を添えなければならない。

(免許証の様式)

第四条 法第六条第二項の免許証は、様式第二号によるものとする。

(免許証の書換え交付申請)

第四条の二 令第五条第二項の免許証の書換え交付の申請書は、様式第一号の二によるものとする。

(免許証の再交付申請)

第四条の三 令第六条第二項の免許証の再交付の申請書は、様式第二号の二によるものとする。

2 令第六条第三項の手数料の額は、三千百円とする。

(登録免許税及び手数料の納付)

第四条の四 第一条の三第一項又は第三条第一項の申請書には、登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

2 前条第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

(届出等)

第五条 法第六条第三項の厚生労働省令で定める二年ごとの年は、昭和五十七年を初年とする同年以後の二年ごとの各年とする。

2 法第七条第三項の規定による届出事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名、年令及び性別
- 二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）及び住所
- 三 歯科技工士名簿登録番号及び登録年月日
- 四 業務に従事する場所の所在地及び名称

3 前項の届出は、様式第三号によらなければならない。

第二章 試験

(試験の公告)

第六条 試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期間は、あらかじめ都道府県知事が公告するものとする。

(受験の手続)

第七条 試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- 一 法第十四条第一号 又は第二号 に該当する者であるときは、卒業証明書
- 二 法第十四条第三号 に該当する者であるときは、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類
- 三 法第十四条第四号 に該当する者であるときは、外国の歯科技工士学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類
- 四 写真(手札形台紙付とし、出願前六箇月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面にシギの記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。)

2 前項の受験願書は様式第四号によるものとする。

(試験の科目)

第八条 試験の科目は、次のとおりとする。

学説試験

- 歯科理工学
- 歯の解剖学
- 顎口腔機能学
- 有床義歯技工学
- 歯冠修復技工学
- 矯正歯科技工学
- 小児歯科技工学
- 関係法規

実地試験

- 歯科技工実技

(合格証書)

第九条 試験に合格した者には、合格証書を交付する。

(合格証明書)

第十条 合格証書を破り、よごし、又は失つた者は、合格証明書の交付を出願することができる。

第十一条 削除

第三章 指示書及び歯科技工所

(指示書)

第十二条 法第十八条の規定による指示書の記載事項は、次のとおりとする。

- 一 患者の氏名
- 二 設計
- 三 作成の方法
- 四 使用材料
- 五 発行の年月日
- 六 発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地
- 七 当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、その名称及び所在地

(届出事項)

第十三条 法第二十一条第一項 前段の規定により届け出なければならない事項は、次の通りとする。

- 一 開設者の住所及び氏名(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 二 開設の年月日

- 三 名称
- 四 開設の場所
- 五 管理者の住所及び氏名
- 六 業務に従事する者の氏名
- 七 構造設備の概要及び平面図

2 法第二十一条第一項 後段の規定により届け出なければならない事項は、前項第一号及び第三号から第七号までに掲げる事項とする。

(歯科技工所の構造設備基準)

第十三条の二 法第二十四条に規定する歯科技工所の構造設備は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えていること。
- 二 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。
- 三 手洗設備を有すること。
- 四 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
- 五 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、十平方メートル以上の面積を有すること。
- 六 照明及び換気が適切であること。
- 七 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。ただし、歯科技工作業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- 八 出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。
- 九 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。
- 十 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。
- 十一 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。
- 十二 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。

第十四条 法第二十七条第二項 に規定する証明書は、様式第五号による。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この省令は、法の施行の日（昭和三十年十月十五日）から施行する。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に発行されている改正前の歯科技工士法施行規則第十二条に定める事項を記載した指示書は、改正後の歯科技工士法施行規則第十二条に定める事項を記載した指示書とみなす。

◎今回の改正に係る歯科技工士法条文

(歯科技工指示書) …施行規則第十二条関連

第十八条 歯科医師又は歯科技工士は、厚生労働省令で定める事項を記載した歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行ってはならない。ただし、病院又は診療所内の場所において、かつ、患者の治療を担当する歯科医師の直接の指示に基づいて行う場合は、この限りでない。

(改善命令) …施行規則第十三条の二関連

第二十四条 都道府県知事は、歯科技工所の構造設備が不完全であつて、当該歯科技工所で作成し、修理し、又は加工される補てつ物、充てん物又は矯正装置が衛生上有害なものとなるおそれがあると認めるときは、その開設者に対し、相当の期間を定めて、その構造設備を改善すべき旨を命ずることができる。